

回答者の政党名（所属政党）	選挙区	候補者氏名
平岡だいすけ	日本共産党	東区
<b>問 1-1 障害者の地域移行を進めるために必要な障害福祉サービスの充実について</b>		
充実することが必要である		
<b>問 1-1 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください</b>		
<p>在宅生活を願う施設入所者が、安心、安全な暮らしを実現することは長年の宿願であり、障害の有無にかかわらず生活できる地域社会でなくてはなりません。</p> <p>2014年に批准された障害者権利条約と、とりわけその19条の「自立生活条項」の具体化をすすめます。公的責任を明確にした「地域生活の実現」を障害者政策の柱として、障害福祉サービスの拡充をすることが急がれます。</p> <p>予算の拡充、地域生活の定着支援、職員などの体制強化を進めます。障害当事者の人権を守る立場で、訪問介護や障害者への医療助成制度の拡充、関係機関と協同した働く場の確保、バリアフリーの推進、住まいの確保への市営住宅の拡充などを進めるべきです。</p>		
<b>問 1-2 「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」を再検証し、その内容を計画的に実施することについて</b>		
再検証して計画的に実施する		
<b>問 1-2 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください</b>		
<p>障害者施策を進めるに際して、障害者施策や意思決定へ当事者の参加と意見の反映は大前提です。重度訪問介護の非定型の導入は当然ですが、5名が当事者で構成される「検討会」の提言が生かされる必要があり、再検討して計画的に実施にむけて取り組むべきと考えます。</p>		
<b>問 1-3 「重度訪問介護の非定型による支給決定等事務の手引き」の見直しについて</b>		
見直しが必要である		
<b>問 1-3 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください</b>		
<p>「検討会」が取りまとめた意見書では、非定型に関する考え方（指針）を作成することが効果的だとし、その際に「新たな定型基準にならないようにすること」としています。「手引き」は、障害当事者の一人一人の障害状況に応じて個別に対応することを本旨とする非定型のあり方にかかわる問題であり、指摘や疑問を受け止め、見直しすべきと考えます。</p>		
<b>問 1-4 共同生活援助入居者が一時帰宅したときの訪問系サービスの利用について</b>		
一定の要件のもと利用可能とする		
<b>問 1-4 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください</b>		
<p>共同生活援助の入居者が訪問系サービスを利用できなければ、帰宅時の生活ができず、人権に関わる問題といえます。国や他自治体が一定の要件のもとで認めるものを札幌市が認めないならば、障害者福祉の重大な後退です。一定の要件のもとで利用可能とすべきです。</p>		
<b>問 1-5 「医療型障がい児入所施設・療養介護」のショートステイ利用等の緊急を要するサービスと障害者手帳の未交付にともなう利用制限について</b>		
必要な場合は利用可能とする		
<b>問 1-5 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください</b>		
<p>サービスの利用は基本的人権としての生存権にかかわるものであり、手帳の非所持を理由として利用できないことがあれば、命にかかわる問題です。市は本来のサービスの主旨から、必要な場合の利用は認めるべきです。</p>		
<b>問 1-6 居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて</b>		
育児支援を実施する		
<b>問 1-6 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください</b>		
<p>国において育児支援を認めているのに、札幌市で利用できないのであれば不合理です。実施できるように改善すべきです。</p>		
<b>問 1-7 障害児とその家族に対する支援について</b>		
支援を充実する		
<b>問 1-7 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください</b>		
<p>障害福祉サービスは地域生活を保障するためのものですから、上限時間を必要に応じて引き上げるべきです。施設入所を希望しないにもかかわらず事実上施設入所の選択肢しか残されていないという状況はあってはなりません。個別の生活実態を考慮して拡充するよう求めます。</p>		

<b>問 2-1 障害の有無、種別、程度により分け隔てる特別支援教育から、障害に応じた支援を確保することで、分け隔てないインクルーシブ教育への転換を計画的に進めることについて</b>
計画的に進める
<b>問 2-1 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください</b>
<p>インクルーシブ教育は、分け隔てなく教育を受けられるよう、障害者権利条約で提唱され、昨年9月に日本が国連から勧告を受けたものです。道内ではいくつかの取り組みが今年度から始まります。札幌市も少人数の学校でモデル校的な実施の検討を求めます。</p> <p>インクルーシブ教育の実践には少人数学級・小規模校の推進が必要であり、いま札幌市が進める学校統廃合や義務教育学校は、かえって大規模校化となり見直すべきです。</p> <p>インクルーシブ教育は、「排除」をなくして子どもの発達を最大限保障するもので、誰もが教育を受ける権利を奪われない施策が求められます。</p>
<b>問 2-2 本人・保護者の意見の尊重と地域の普通学校への入学の可否について</b>
入学を拒否しない
<b>問 2-2 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください</b>
地域の学校への入学について一律に拒否すべきではありません。保護者の意向に沿って、どの普通学校であっても就学できるよう、環境を整備すべきです。
<b>問 2-3 地域の普通学校への入学にあたっての合理的配慮の公的責任による確保について</b>
公的責任として確保する
<b>問 2-3 の回答に関する理由や手法等に関して自由に記載してください</b>
<p>示された問題点と事例は、公的責任で解決されるべきです。わが党議員団の長屋市議は、障害児の保護者が修学旅行への同伴を求められたことについて相談を受けて議会で質問し、市宿泊研修で教職員の同伴がかなわず、保護者も都合がつかなかったことから子どもが参加できなかった事例があるとして、「学びのサポーター活用事業」の拡充を求めました。</p> <p>すべての学校で合理的配慮が提供できるように、支援のための教員など人員の拡充や学校設備のバリアフリー化も求めます。</p>